

札幌市清田区民センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市清田区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日に発生した収入及び経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 7 月 1 日までの期間における、キャンセル料返金等対応・休館対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 2,219,028 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 10 月 19 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目 1001 番地 1

一般社団法人札幌市区民センター運

代表者 委員長 山内 睦

